

抵当権設定契約証書

|       |          |
|-------|----------|
| 契約締結日 | 令和 年 月 日 |
|-------|----------|

東京都文京区後楽1丁目4番10号  
独立行政法人住宅金融支援機構  
(取扱店) 御中

氏名は印鑑証明書どおりに自署してください。

|                      |    |    |
|----------------------|----|----|
| 債 務 者<br>兼抵当権設定者     | 住所 | 実印 |
|                      | 氏名 |    |
| 連 帯 債 務 者<br>兼抵当権設定者 | 住所 | 実印 |
|                      | 氏名 |    |
| 抵当権設定者<br>(担保提供者)    | 住所 | 実印 |
|                      | 氏名 |    |
| 抵当権設定者<br>(担保提供者)    | 住所 | 実印 |
|                      | 氏名 |    |

- 1 抵当権設定者は、後記規定を承認の上、後記被担保債権要項記載の債務の担保として、後記の物件に独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)のため抵当権を設定しました(以下「本件抵当権」といいます。 )。
- 2 抵当権設定者は、機構から委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」といいます。)がこの契約に基づく抵当権の登記事務及び管理業務を行うこと並びに機構から別段の通知があった場合を除き受託金融機関を業務受託者として取り扱うことを確認します。

〈抵当物件の表示〉

〈被担保債権要項〉

|       |                                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------|
| 被担保債権 | 令和 年 月 日 債権譲渡（原契約同日金銭消費貸借・                                           |
|       | 譲渡人 株式会社カシワバラ・アシスト ）にかかる債権                                           |
| 債 権 額 | 金 万円                                                                 |
| 利 息   | 年 % ただし、令和 年 月 日から年 %<br>令和 年 月 日から年 %<br>(月割計算とし、月末満の期間は年365日の日割計算) |
| 損 害 金 | 年 14.5% (年365日日割計算)                                                  |
| 債 務 者 |                                                                      |

|         |      |
|---------|------|
| 金融機関使用欄 | 証書番号 |
| お客様名    | 様分   |

|         |  |
|---------|--|
| 契約書額確認印 |  |
|         |  |

[ 規 定 ]

**第 1 条 （抵当権設定登記義務）**

- 1 抵当権設定者は、本件抵当権について、機構から抵当権設定事務について委託を受けた受託金融機関の指示するところに従い、直ちに機構を抵当権者とする第 1 順位の抵当権設定登記手続をとります。
- 2 前項の登記手続に要する費用は債務者（連帯債務の場合は、連帯債務者全員をいいます。以下同じ。）の負担とします。

**第 2 条 （抵当権の及ぶ範囲）**

本件抵当権の効力は、現在及び将来の附属建物、改築部分及び増築部分並びに目的物件に付随する昇降機、冷暖房、照明、瓦斯、水道、排水等の一切の設備、畳、建具等の造作、門、塀、立木、敷石その他一切の付加物に及ぶものとします。

**第 3 条 （担保の保全等）**

- 1 抵当権設定者は、本件抵当権に係る抵当物件（以下「抵当物件」といいます。）について次の(1)又は(2)に該当するときは、あらかじめ抵当権者（被担保債権要項記載の債権（以下「被担保債権」といいます。）が機構から他に譲渡されたことの債務者に対する通知又は債務者によるその承諾があるまでは機構、債権譲渡の債務者に対する通知又は債務者によるその承諾があった後は機構から被担保債権を譲り受けることにより抵当権者となった者を指すものとします。）の承諾を得るものとします。
  - (1) 抵当権設定者が抵当物件の原状を変更し、第三者のために権利を設定し、又は譲渡するとき。
  - (2) 抵当権設定者が抵当物件（土地を除きます。）を住宅以外の用途に使用するとき。
- 2 抵当権者は、前項の原状変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生じるおそれがないと認めた場合には、これを承諾するものとします。

**第 4 条 （火災保険）**

- 1 抵当権設定者は、抵当権者が定めるところにより、抵当物件について抵当権者が定める火災保険契約（火災共済契約を含みます。以下同じ。）を締結し、被担保債権要項記載の債務の全部を返済するまでこれを継続し、抵当権者のためにその保険金請求権（共済金請求権を含みます。以下同じ。）の上に質権を設定する手続をとります（機構が保険金請求権の上に質権を設定する必要が無いと認める場合は、質権の設定を行いません。）。
- 2 抵当権設定者は、前項の規定により締結した火災保険契約の継続、更改若しくは変更又は火災保険（火災共済を含みます。以下同じ。）の目的物件のり災に関する処理については、すべて抵当権者の指示に従います。
- 3 抵当権設定者は、第 1 項に定める火災保険契約以外に抵当物件について火災保険契約を締結した場合にあっては、直ちに抵当権者に対し通知を行い、抵当権者が定めるところにより抵当権者のためにその保険

金請求権の上に質権を設定する手続をとります。

- 4 火災保険の目的物件がり災したときは、抵当権者は、被担保債権に係る金銭消費貸借契約の借入要項及び同契約に定める規定にかかわらず、その保険金（共済金を含みます。）を受領し、これを被担保債権要項記載の債務の返済に充てることができるものとします。

**第 5 条 （権利保全行為）**

- 1 抵当権者は、権利保全のために必要と認めたときは、抵当権設定者に代わって次の(1)又は(2)に定める行為を行うことができます。
  - (1) 抵当権者が定める火災保険契約の締結、継続、更改又は変更
  - (2) 抵当物件の管理及び保全
- 2 抵当権者が前項の行為により支払った火災保険料（火災共済掛金を含みます。）、抵当物件の管理及び保全に必要な地代その他の費用は、すべて債務者及び抵当権設定者が連帯して負担するものとし、直ちにこれを支払います。
- 3 債務者及び抵当権設定者は、抵当権者が前項の規定により支払いを行った場合には、抵当権者が当該支払いを行った日から債務者又は抵当権設定者が当該支払うべき金額を支払った日までの期間の日数に应じ、当該支払いを行った金額に年14.5％（年365日の日割計算）の割合を乗じて算出した金額に相当する損害金を連帯して支払います。
- 4 抵当権者が第 1 項(2)の行為を行った場合で、抵当権者に差し入れた抵当物件について騒乱、災害等抵当権者の責めに帰すことのできない事由により損害が生じたときには、抵当権者は責任を負わないものとします。

**第 6 条 （調査及び報告）**

債務者及び抵当権設定者は、抵当権者又は抵当権者の委嘱を受けた者が抵当物件に関し調査をし、又は報告を求めたときは、いつでもその要求に応じるものとします。

**第 7 条 （抵当権譲渡）**

抵当権者が被担保債権とともに本件抵当権を他に譲渡した場合においては、この契約はその譲受人との間においても効力を有するものとします。

**第 8 条 （合意管轄）**

この契約に関する訴訟については、抵当権者の本店又は支店の所在地を管轄する地方裁判所のほか、訴額にかかわらず抵当権者の本店又は支店の所在地を管轄する簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意しました。

**第 9 条 （その他）**

連帯債務者が、抵当物件の持分を有しない場合には、この契約の署名押印欄中「連帯債務者兼抵当権設定者」とあるのは「連帯債務者」と読み替えるものとします。